

議 事 録 (要旨)

平成29年2月24日(金)午前10時、福井市企業局庁舎3階第301会議室において農地部会が開催された。

○議事及び審議結果

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第49号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	決定
第50号議案	農用地利用集積計画の決定について	決定
第51号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	許可
第52号議案	農地法第4条第1項の許可の申請に対する意見の決定について	決定 (許可相当)
第53号議案	農地法第5条第1項の許可の申請に対する意見の決定について	決定 (許可相当)
第54号議案	農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請に対する意見の決定について	決定 (許可相当)
第55号議案	現況証明について	交付決定
第56号議案	農地の競売に係る買受適格証明について	交付決定

2 報告事項

議案番号	議 案 名
第73号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第74号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第75号報告	農地法施行規則第29条第1号の規定による転用の届出の確認について
第76号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第77号報告	農地法第3条第1項の許可の取消の確認について
第78号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第79号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第80号報告	農地等の現況調査結果の確認について

3 その他

○出席委員 20名

1番	高橋	隆夫	
2番	吉田	清治	
3番	屋敷	忠雄	
4番	山本	隆夫	
5番	小寺	辰夫	
6番	鈴木	肇	
7番	阿部	勝征	
8番	前川	秀人	
9番	池田	敏雄	
10番	杉本	康治	
11番	毛利	清治	
12番	堀内	敏正	
13番	渡辺	紳七	
14番	山本	清幸	
15番	田谷	美千代	
17番	北	定	(農地部会長職務代理者)
18番	武澤	義明	(会長職務代理者)
19番	北川	健	(農地部会長)
	細江	昭夫	(会長)
	市村	武男	(会長職務代理者)

○欠席委員 1名

16番	藤田	諭	
-----	----	---	--

○出席職員

農業委員会事務局	局長	石川	行芳
	主任	島田	竜彦
	主幹	猪坂	朋彦
	主査	小林	恵美
	主事	中出	剛史
	主事	伊藤	剛
農政企画室	副主幹	岩野	俊二

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

19 番 北川
農地部会長

それでは、ただ今から2月の農地部会を開催いたします。

なお、藤田委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名員につきましては、議事規則第19条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

では、指名させていただきます。議席番号2番 吉田 委員、3番 屋敷 委員、ご両名よろしく申し上げます。

本日の議事日程は、御手元に配布してあります会議次第のとおりでございますが、はじめに市長より意見を求められている案件を審議し、農業委員会の案件に移りたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

第49号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

なお、第49号議案中、下六条地区の案件につきましては、農業委員会に関する法律第31条第2項、議事参与の制限に該当しますので、阿部 委員には審議終了まで退席をお願いします。

(阿部委員 退席)

議 長

それでは、第49号議案中、下六条地区の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局

(第49号議案中、下六条地区の農用地利用集積計画について説明)

農政企画室

(第49号議案中、下六条地区の農用地利用配分計画(案)について説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第49号議案中、下六条地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）についてご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。阿部委員に入場をお願いします。

（阿部委員 入場）

議 長

阿部委員に報告します。第49号議案中、下六条地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、第49号議案中、下六条地区を除く案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

（第49号議案中、下六条地区を除く案件の農用地利用集積計画について説明）

農政企画室

（第49号議案中、下六条地区を除く案件の農用地利用配分計画（案）について説明）

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑ございませんか。

6 番
鈴木委員

議案書 1 ページの 5 中間管理機構から借受する者の地区名は借受者の居住地区が書かれているのか。

事務局

表の地区の記載は 2 や 3 も同様に表の下にも記載してあるとおり、人・農地プランが決定された集落または地域名で表記している。人・農地プランで決定された地域の中で担い手として挙げられた方の中から借り受ける者として 5 に記載している。

6 番
鈴木委員

記載方法としては、借受者の居住地区を書くのがいいのではないか。出す田の場所だとこの記載方法になると思うが。

事務局

中間管理事業は人・農地プランの計画を基にしているもので、確かに住んでいるところや所在地は違うが、人・農地プランの計画の中で、稲津の計画、羽坂の計画というのがそれぞれあり、その計画の中でこの借受者の方が担い手として挙げられているので、計画地区として書かせていただいている。

18 番 武澤
会長職務代
理者

表記の仕方はこれでいい。借受者の住所を書くとな属人主義や属地主義が出てくる。中間管理事業は人・農地プランが優先しているので、これ以外の表記はできない。

6 番
鈴木委員

了解した。

9 番
池田委員

資料には1反あたりの借賃が記載されており、また毎年ホームページでも賃借料情報を公表していると思うが、一で記載されているものは分からないのか無料なのか。農業委員会では中間管理事業の賃料についても意見を述べなくてもよいのか。

事務局

使用貸借と書かれているものは賃料なしで貸し借りをしているものである。それぞれの事情で賃料を決めて契約をしている。金額について農業委員会から指導することはない。中間管理事業の場合、金額が極端に高かったら問題になることもあると考えられるが、公表しているものはあくまで参考指標として公表しているので、参考にしてもらえばよいと考えている。

18 番
武澤会長職
務代理者

過去には永代小作料が決められていた時代があった。そして今から8年ほど前には標準小作料の策定委員会が農業委員会の中にあっただが、標準小作料も廃止され、農業委員会がしなくていいということになった。その代わり情報公開として平均値をホームページで公開するようになった。使用貸借の場合は0円であるが、集落のほとんどと使用貸借で契約している生産組合などは利益が出たら少しでも配当しようと考えている。賃料ではなく配当を行っている生産組合、農事組合法人もある。標準小作料の廃止とともに、人・農地プランも借り手と貸し手が話し合っ決めていくようになって、法的根拠がないので事務局は一切関与できなくなった。1万2千円払える、使用貸借で払えないと差があるのはその借受者の経営能力である。昨年、問題になったのは、田に13万払うという案件があり、どうしてこんなに高いのか、何かほかの目的があるのではないかと、調査しないと許可できないという案件もあった。このような歴史を踏まえて事務局も答弁すると委員さんも理解しやすいと思う。

9 番
池田委員

実態としては配当が多いのだろうか。

18 番 武澤
会長職務代

それは話し合いで決まっている。

理者

9 番
池田委員

収穫して収益見て配当で出しているところが実態としては多いのじゃないかな。分かりました。

14 番 山本
清幸委員

要望ですが、農地の集積率が注目されている。毎月のように最初の議案で農用地利用集積計画が挙がっているが、この年間の集計表を公表できないか。新聞では県の値は公表されているが、福井市の地区毎の数字を出せないか。平成 27 年から中間管理事業が始まったが、27 年 28 年と数字が出せるなら作成して欲しい。

農政企画室

新年度に入ってから部会の場で報告できる。平成 28 年度の中間管理機構に貸し出した面積は約 380 町ほどあった。

10 番
杉本委員

私が昨年申請した中間管理事業の利用権設定は、10 月になってようやく許可された。今回は 5 月からの契約だが年 1 回しか設定できないと聞いていたが。

農政企画室

中間管理事業の契約開始は、申出を受けてから契約開始に至るまで、事務処理上 4 か月かかる。農業委員会の承認や、配分計画は県知事の認可が必要ということで 4 か月になる。仮に今提出を受けると、契約開始が 6 月 7 月となり、耕作が開始されている時期になってしまう。それから細目書を動かすことは途中で耕作者が変わるということで、できないので、3 月から 5 月ごろまでは受付をしない。それ以降に受付するものは、平成 30 年からの契約開始ということでの受付となる。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 49 号議案中、下六条地区を除く案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。したがって、第 49 号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第50号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第50号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第50号議案を、
原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

続きまして、第51号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といた
します。事務局の説明を求めます。

事務局

(第51号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第51号議案を、
原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

続きまして、第52号議案「農地法第4条第1項の許可の申請に対する意見の決定につ
いて」ないし第54号議案「農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更
の申請に対する意見の決定について」を一括して議題といたします。事務局の説明を求め
ます。

事務局	(第52号議案 説明)
議長	今回の案件につきまして、2月17日(金)に事前調査を行っております。その結果を当番委員でありました毛利委員から報告をお願いします。
11番 毛利委員	(第52号議案及び第53号議案及び第54号議案 現地調査報告)
議長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。
10番 杉本委員	第53号議案の議案番号1番の賃借料はいくらか把握しているか。
事務局	把握していない。
6番 鈴木委員	第54号議案の変更前・変更後で面積がわずかに減っている理由は。
事務局	特記事項の欄に記載しているが、角が道路の隅切りにより分筆登記されているため。
議長	他にございませんか。
	(特に声なし)
議長	他にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第52号議案ないし第54号議案は、許可相当と認め、意見決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。続きまして、第55号議案「現況証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第55号議案 説明)
議長	今回の案件につきまして、2月17日(金)に事前調査を行っておりますので、その結果を北 部会長職務代理者から報告をお願いします。

17 番
北部会長
職務代理者

(第 5 5 号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

9 番
池田委員

第 5 5 号議案の 4 番の案件は、目的が建物登記となっているが、建替えの前なら分かるが、建替え済なのにどうして現況証明という順番になったのか。

事務局

資料の地籍図を見ると分かるように、4 筆の字番の境界がはっきりしないまま、建て替えが行われた。法務局で建物の登記をする際、字番がはっきりしていないと登記ができないので、まず、この 2 筆の地目を宅地にして、4 筆を合筆した後、建物登記をするということになり、現況証明の申請が出てきた。

議 長

他にありませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 5 5 号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。続きまして、第 5 6 号議案「農地の競売に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 5 6 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 5 6 号議案を、許可相当と認め、意見決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。それでは、第73号報告ないし第80号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第73号報告ないし第80号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。続きまして、その他に移ります。2月農政部会の報告を、市村 会長職務代理者よりお願いします。

市村会長
職務代理者

(2月農政部会 報告)

議 長

続きまして、その他、事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程等 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、北 部会長職務代理者よりお願いします。

17 番
北部会長
職務代理者

本日は審議事項が8件、報告事項が8件ございました。いずれも、委員の皆様には慎重なご審議と妥当なご決議をいただきありがとうございました。

議 長

これをもちまして2月の農地部会を閉会いたします。
本日は、ありがとうございました。

閉 会

午前11時10分